

新 旧 対 照 表

新	旧
<p>令和4年度高知県航空路線利用促進事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条～第9条 (省略)</p> <p>(実績報告)</p> <p>第10条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は第7条第1号の規定による補助事業の廃止の承認を受けたときは、別記第5号様式による補助金実績報告書に知事が定める関係書類を添えて知事に報告しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による報告は、補助事業の完了の日又は廃止の承認を受けた日から30日を経過した日又は翌年度の4月15日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。</p> <p>第11条～第16条 (省略)</p> <p>(附 則) (一部省略)</p> <p>この要綱は、令和4年6月23日から施行する。</p> <p><u>(附 則)</u></p> <p><u>この要綱は、令和5年1月30日から施行する。</u></p>	<p>令和4年度高知県航空路線利用促進事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条～第9条 (省略)</p> <p>(実績報告)</p> <p>第10条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は第7条第1号の規定による補助事業の廃止の承認を受けたときは、別記第5号様式による補助金実績報告書に知事が定める関係書類を添えて知事に報告しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による報告は、補助事業の完了の日又は廃止の承認を受けた日から30日を経過した日又は翌年度の4月15日(<u>別表第1に掲げる航空路線需要回復特別事業については、補助事業の実施年度の3月15日</u>)のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。</p> <p>第11条～第16条 (省略)</p> <p>(附 則) (一部省略)</p> <p>この要綱は、令和4年6月23日から施行する。</p>